

## 八戸市消防団機能別団員に関する要綱

(種別及び活動内容)

第1条 機能別団員の種別及び活動内容は、次のとおりとする。

種 別	活動内容
支援団員 (消防職員又は消防団員の経験を有する団員)	(1) 災害時における後方支援等の消防活動 (2) 訓練、観閲式、出初式等の行事への参加
予防・広報団員 (消防団広報活動等に参加する団員)	(1) 大規模災害時の広報巡回活動 (2) 火災予防等の広報巡回活動 (3) 各種行事の支援活動 (4) 消防団加入促進等 PR 活動 (5) 防災研修会等の講師及び支援活動 (各種学校、自主防災組織等)
事業所分団員 (地域の団員数が減少する昼間の時間帯に、 災害に対する即応力を補う団員)	(1) 勤務時間内に限り、管轄区域内における 後方支援等の消防活動 (2) 大規模災害時、通常の消防団員だけでは 十分な対応が取れない場合における、当該 事業所の持つ特性を活かした活動 (3) 訓練、観閲式、出初式等の行事への参加

※活動については、可能な範囲で参加出来ることとする。

※女性、大学生等も入団可能とする。

(処遇等)

第2条 機能別団員の処遇等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 八戸市消防団条例（昭和27年八戸市条例第63号）等に定めるとおりとする
- (2) 事業所分団員の資格については、八戸市消防団条例第3条の「本市に居住する志操堅固身体強健な者」を「市内の事業所に勤務する者で消防団員の資格を有していない者」に読み替えるものとする
- (3) 機能別団員の表彰については、国、県、市等へ具申しないものとする

(所属)

第3条 機能別団員の所属について、支援団員は分団所属、予防・広報団員及び事業所分団員は本部所属とする。

ただし、状況により分団所属とすることが出来る。

(定数)

第4条 機能別団員の定数は、八戸市消防団条例第6条に定める団員の総定数の1割を上限とすることとし、

各種別の定数は次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援団員の定数は、各分団における団員の定数の1割以内の範囲で定めるものとし、各分団の人員状況を考慮のうえ配属する
- (2) 予防・広報団員及び事業所分団員の定数は、機能別団員の定数における支援団員の実員を考慮し定める

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。